生産者の皆さまへ

令和2年4月 宮城県農政部

<緊急事態措置>

- 〇 県では、新型コロナウイルス感染症対策として、<u>生活の維持に必要</u> <u>な場合を除く外出</u>や、複数の者が参加し、<u>密集状態が発生する恐れの</u> あるイベント等の開催について自粛をお願いしています。
- 〇 また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、一部施設の 使用停止を要請しておりますが、「農業」については、県民の安定的 な生活の確保を図るため、事業の継続をお願いしています。

< 事業の継続 >

- 事業の継続に当たって、以下の取組をお願いします。(資料1参照)
 - ・厚生労働省等の情報に基づいて、予防対策を徹底してください。
 - ・患者が発生した場合は、健康電話相談窓口(コールセンター)に相談し、濃厚接触者への対応について指示を受けてください。
 - ・患者が発生した場合には、保健所の指示に従って、感染者が作業に 従事した区域の消毒を行ってください。
 - 業務を継続するため、あらかじめ地域の関係者が連携する体制の検 討をお願いします。

- <融資制度・持続化給付金>

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者等が、今後の経営維持・再建に必要な資金を融通する「農林漁業セーフティネット資金」「農林業経営サポート資金」などの支援制度があります。(資料2参照)
- 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者に対し、事業全般に広く使える給付金が支給される国の制度(持続化給付金)が創設されました。(資料3参照)

- < 相談窓口 >

○ 患者が発生した場合の対応や、事業の継続等に関する相談窓口は別 紙のとおりです。(資料4参照)

新型コロナウイルス対策に 関する農林水産省対策本部

水田・畑作・施設園芸等の農業者や集出荷施設等の 従業員のみなさまは、国民への食料の安定供給等に 重要な役割を担っています。

みなさまの中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

※「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」 < http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

- ○農業者・従業員等に感染予防策を要請します。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、関係者への連絡と自宅待機
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
 - ④屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用 多人数で行う場合等、状況に応じて換気を行う
 - ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒
 - ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃



- ○会議・行事等の開催の必要性を検討し、開催する場合は風通しの 悪い空間をなるべく作らないなど工夫してください。
 - 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。

- ○患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、**保健所に** 報告し、対応について指導を受けてください。
- ○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- ○**濃厚接触者**と確定された農業関係者には、**14日間の自宅待機及び** 健康観察を実施してください。
- ○濃厚接触者と確定された農業関係者は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

生産施設等の消毒の実施

○**保健所の指示に従って**、感染者が作業に従事した区域^{※1}の消毒を実施 します。

緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、 頻繁に手指が触れる箇所*2を中心に、アルコール*3で拭き取り等を実 施してください。 ※1 生産施設、集出荷施設、事務室等

※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 消毒用エタノール(70%) 又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)

○**一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は 出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

業務の継続 4

あらかじめ地域の関係者が連携する体制の検討をお願いします。

<想定される連携体制>

- ・JA等の生産部会・農業法人のグループ
- ・集出荷事業者等を共有する集団・集落



- ・連絡窓口、連絡網の作成・消毒資材、消毒要員の確保
- ・農作業代替要員のリスト作成
- ・代行する作業の明確化、優先順位付け、作業方法
- ・代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

例えば

支援内容

耕起作業や播種・育苗作業、水やり作業など 当面の営農活動継続のために**支援を必要とする作業**を 検討し、**作業の優先順位付け**を行います。

支援要員

周辺農業者や受託組織の活用など、 あらかじめ

- ① 誰(どの機関)が
- どの作業を

支援するか役割を明確化します。

- ※ 労働力の確保状況を踏まえながら、 優先順位に基づき、作業を実施しましょう。
- ※ 必要に応じて市町村等の関係機関に相談しましょう。

農林水産省は、みなさまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますの で、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

畜産事業者のみなさまへ

肉用牛経営や酪農等の<u>畜産業及び関連産業</u>は、 国民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。 従事者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した 時に、事業者が業務継続を図る際の基本的なポイント をまとめました。

- ※「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン 」http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf
- 1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

- ○従業員に感染予防策を要請します。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ○事業者の業態に応じて感染予防策を行って下さい。
 - ※卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底する、など。
- ○従業員から診断結果等の**報告を速やかに受ける体制を構築**して下さい。
- ○手洗いなどの**感染予防策を徹底**して下さい。
 - ①出勤時やトイレ使用後、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
 - ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
 - ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃
- 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- ○患者が確認された場合には、**保健所に報告**し、**対応について指導を受ける**とともに、**従業員に周知**して下さい。
- ○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- ○**濃厚接触者**と確定された従業員には、**14日間出勤停止**し、**健康観察を** 実施して下さい。
- ○濃厚接触者と確定された従業員は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

施設設備等の消毒の実施

- ○**保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域*1の消毒を実施します。 緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻 繁に手指が触れる箇所*2を中心に、アルコール*3で拭き取り等を実 施して下さい。※1
 - 畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等
 - 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等
 - ※3 消毒用エタノール(70%以上)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)
- ○**一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は 操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

業務の継続 4

- ○畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができない ことから、**業務が継続できるよう準備**をお願いします。
- ○必要な場合、生産者団体が中心となって、畜産農家、生産者団体、 関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で業務分担する 体制を検討・構築して下さい。

【検討事項】

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
- ②感染者等の把握と情報共有
- ③生産現場の速やかな消毒
- ④業務継続のための支援
 - ・代替要員の確保
 - ・代替要員が確保できない場合の措置
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起の発出
- ○集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者(生産者団 体を含む)は、重要業務として**優先的に継続させる業務を選定**し、 重要業務を継続させるために必要となる人員、物的資源(マスク、 手袋、消毒液等)を把握して下さい。
- ○事業者は、従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**して下 さい。

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要 な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び 業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省は、重要な 役割を担う皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイ ドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

■新型コロナウイルス感染症対策として利用できる主な資金

(令和2年4月20日現在)

制度資金名	農林漁業セーフティネット資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農業近代化資金	農林業経営サポート資金
取扱融資機関	(株)日本政策金融公庫		農業協同組合,農林中央金庫,銀行,信用金庫等	宮城県内の各農業協同組合、七十七銀行
資金使途	運転資金(長期) 経営の再建に必要な資金	運転資金(長期) 農業経営改善計画の達成に必要な資金	農業経営の改善に必要な 長期かつ低利な資金の借入れ ※経営改善を伴わない単なる減収補填のみを目的とした 借入は対象外	運転資金(短期) 経営の維持・安定を図るために必要な資金
貸付対象者	認定農業者 主業農業者(農業所得が過半を占める方等) 認定新規就農者 等	認定農業者	認定農業者 主業農業者(農業所得が過半を占める方等) 認定新規就農者 等	農林業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が 発生していることを融資機関が確認できた方
償還期間	10年(うち据置3年)以内	25年(うち据置10年)以内	資金使途に応じ7~20年以内 (うち据置2~7年以内)	1年
貸付利率	【特例措置】貸付当初5年間無利子 ※通常の貸付利率は0.16~0.17%	【特例措置】貸付当初5年間無利子 ※通常の貸付利率は0.16~0.20%	【特例措置】貸付当初5年間無利子 ※通常の貸付利率は0.20% (認定農業者等は0.16~0.20%)	0%
貸付限度額	【特例措置】 1,200万円 または 年間経営費等の12/12 ※通常の貸付限度額は600万円または年間経費等の6/12	個人 3億円(複数部門経営等は6億円) 法人 10億円(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)	個人 1,800万円(知事特認2億円) 法人·団体 2億円	以下の①または②のいずれか低い額 ①個人 150万円(特認 300万円) 法人等 500万円 ②被害額(金融機関認定額)
保証等	【特例措置】実質無担保	【特例措置】実質無担保	【特例措置】実質無担保 【特例措置】農業信用基金協会の保証料が 当初5年間免除	農業信用基金協会の保証可能(O. 44%)
特例措置 の要件	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関が確認できた方			
お問い合わせ	(株)日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業 TEL:022-221-2331		最寄りの農業協同組合,銀行,信用組合等	宮城県 農政部 農業振興課 経営構造対策班 TEL:022-211-2835

持続化給付金



資料3

に関するお知らせ

持続化給付金とは?

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、 事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、 事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、<u>昨年1年間の売上からの減少分を上限</u>とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)―(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月) ※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、 売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス を含む個人事業者を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉** 法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融·給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9:00~17:00)

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか?

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか?

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号(注)に加え、以下をご用意ください。

(注) 通帳の写し(法人:法人名義、個人事業主:個人名義)で確認します。

法人の方

- ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方

- ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等
- ※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
- ※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で 完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口 を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、 4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

新型コロナウイルス感染症対策に 関する主な相談窓ロ一覧 第84

※令和2年4月22日現在

緊急事態宣言相談ダイヤル

「緊急事態宣言」に関する相談

電話番号:022-211-3332 受付時間:平日9時~18時

健康電話相談窓口(コールセンター)

新型コロナウイルス感染症に関する相談

電話番号:022-211-3883

022-211-2882

受付時間:24時間対応

農業経営相談窓口

予防対策や金融支援制度、「農林業経営サポート資金」(県制度資金)等の紹介など

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
県庁農業振興課	022-211-2837	東部地方振興事務所 農業振興部	0225-95-7612
大河原地方振興事務所 農業振興部	0224-53-3519	東部地方振興事務所 登米地域事務所農業振興部	0220-22-8603
仙台地方振興事務所 農業振興部	022-275-9250	気仙沼地方振興事務所 農業振興部	0226-24-2534
北部地方振興事務所 農業振興部	0229-91-0717	亘理農業改良普及センター	0223-34-1141
北部地方振興事務所 栗原地域事務所農業振興部	0228-22-9437	美里農業改良普及センター	0229-32-3115

受付時間:平日8時30分~17時15分

「雇用調整助成金」の相談窓口

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて業績が悪化したなどの理由によって事業主が従業員を休ませた場合に、その支払った休業手当の一部を助成するもの。受付時間:平日 8 時30分~17時15分

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
宮城労働局 職業対策課	022-299-8062	ハローワーク大河原	0224-53-1042
ハローワーク大和	022-345-2350	ハローワーク白石	0224-25-3107
ハローワーク石巻	0225-95-0158	ハローワーク築館	0228-22-2531
ハローワーク塩竃	022-362-3361	ハローワーク迫	0220-22-8609
ハローワーク古川	0229-22-2305	ハローワーク気仙沼	0226-24-1716

「持続化給付金」の相談窓口

新型コロナウイルスの影響によって売上が大幅に減少している事業者を対象に,事業継続に向け,法人の場合は最大200万円,個人の場合には最大100万円の現金給付を行うもの(個人事業者,農業法人についても幅広く対象)

	電話番号	
経済産業省	由小企業 全融・給付全相談窓口	0570-783183

受付時間:平日・休日9時~17時 ※その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ちください。

宮城県農政部農業振興課